

いちき串木野市一般廃棄物処理基本計画



令和2年（2020）3月

いちき串木野市

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1-1 計画の背景と位置付け	1
1 一般廃棄物処理基本計画とは	1
2 計画策定の目的	1
3 計画の位置付け	2
1-2 計画の目標年度と対象区域	3
1 計画の目標年度	3
2 対象区域	3
3 計画対象廃棄物	4
1-3 計画の構成	5
1 本計画の全体構成	5
2 本計画の内容構成	5
1-4 計画の進行管理	6
第2章 地域特性の把握	7
2-1 地勢・位置	7
2-2 規 模	8
2-3 気 候	9
2-4 交 通	10
2-5 人 口	11
1 人口及び世帯数の推移	11
2 人口の年齢構成	12
3 人口動態	13
2-6 産 業	14
1 就職人口	14
2 農 業	15
3 林 業	15
4 漁業・水産業	16
5 商・工業	17
2-7 土地利用	18
2-8 水道普及状況	19
2-9 将来計画の整理	20
第3章 ごみ処理の現状と分析	25
3-1 ごみの分別	25
3-2 ごみ処理の流れ	27
1 燃やせるごみ	27

2	燃やせないごみ.....	27
3	粗大ごみ（指定袋にはいらぬもの）.....	27
4	資源物及びガス缶類.....	28
5	事業所ごみ（一般廃棄物）.....	28
3-3	ごみ排出量の実態及び性状.....	29
1	本計画におけるごみ種類の定義.....	29
2	ごみ排出量の実績.....	29
3-4	ごみの減量化及び再資源化等の状況.....	36
1	ごみの減量化及び再資源化.....	36
2	ごみ処理主体.....	37
3	収集・運搬.....	37
4	中間処理.....	38
5	最終処分.....	38
3-5	ごみ処理の評価.....	42
3-6	ごみ処理行政の動向.....	44
1	廃棄物・リサイクル関連の法体系.....	44
2	国の廃棄物処理の目標.....	46
3	鹿児島県の廃棄物処理の目標.....	47
4	本市の関係条例等.....	48
3-7	課題の整理.....	49
1	ごみの減量化.....	49
2	啓発活動の強化.....	49
3	分別収集の徹底.....	49
4	ごみの出し方の周知.....	49
5	不法投棄対策.....	49
6	中間処理及び最終処分.....	49
7	温室効果ガス削減に対する課題.....	50
第4章 ごみ処理基本計画.....		51
4-1	基本方針.....	51
4-2	計画目標年度.....	55
4-3	ごみ排出量の見込み.....	56
1	将来推計の方法.....	56
2	行政区域内人口の推計.....	58
3	計画収集便槽人口の推計.....	59
4	ごみ排出量の推計.....	59
5	ごみ排出量の見込み.....	69
6	減量化の目標.....	70
7	資源化率の目標.....	71

4-4	ごみの減量化・資源化に向けた基本方針.....	73
4-5	ごみの発生・排出抑制及び再資源化のための方策に関する事項.....	74
1	ごみの発生・排出抑制及び再資源化のための基本方針.....	74
2	ごみの発生・排出抑制及び再資源化施策.....	75
4-6	ごみの減量化及び資源化に関する事項.....	78
1	ごみの減量化及び資源化のための基本方針.....	78
2	将来的な分別区分のあり方について.....	78
4-7	ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本事項.....	80
1	基本方針.....	80
2	収集・運搬計画.....	80
3	中間処理計画.....	80
4	最終処分計画.....	80
4-8	不法投棄への対応.....	81
4-9	地球温暖化防止への対応.....	82
4-10	その他ごみ処理に関する必要な事項.....	83
1	特別管理一般廃棄物.....	83
2	適正処理困難物.....	83
3	パソコン及び小型二次電池のリサイクル.....	83
4-11	推進体制.....	86
4-12	その他関連計画.....	87
1	災害廃棄物対策.....	87
第5章	生活排水処理の現状と分析.....	89
5-1	水域環境の状況.....	89
1	水域の状況.....	89
2	本市関連の水質環境基準類型指定.....	90
5-2	生活排水処理体系及び生活排水処理施設の整備状況.....	91
1	生活排水処理体系.....	91
2	汚水処理施設整備事業の種類.....	93
3	汚水処理施設整備事業の現状.....	94
5-3	本市における生活排水処理の現状.....	99
1	生活排水処理形態別人口の実績.....	99
2	生活排水処理の状況.....	103
3	し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬に関する状況.....	109
4	中間処理の状況.....	109
5-4	水域環境の状況、水質保全に関する状況.....	114
1	河川水質検査.....	114
2	水質汚濁防止法（排水基準）.....	114
3	環境基準.....	117

5-5	我が国における生活排水処理の現状	119
1	全国的生活排水処理形態別人口	119
2	し尿及び浄化槽汚泥の排出状況	121
3	全国的生活雑排水処理の状況	122
4	汚水処理人口普及率の状況	125
5	浄化槽普及の状況	127
5-6	生活排水処理に関する課題	128
1	汚水処理人口普及率の向上	128
2	公共下水道整備事業	128
3	漁業集落排水事業	129
4	合併処理浄化槽設置整備事業	129
5	生活排水処理対策の啓発	129
6	浄化槽の適正管理の啓発	129
5-7	し尿処理に関する課題	130
1	搬入し尿等の質的・量的変動への対応	130
2	収集・運搬	130
3	し尿処理施設の整備	130
第6章	生活排水処理基本計画	131
6-1	生活排水処理に係る理念、目標	131
6-2	生活排水処理施設整備の基本方針	132
6-3	し尿及び浄化槽汚泥の排出量の見込み	134
1	生活排水処理形態別人口の推計	134
2	し尿及び浄化槽汚泥量の推計	138
6-4	生活排水処理に関する目標の設定	143
6-5	し尿及び浄化槽汚泥の処理計画	144
1	収集・運搬計画	144
2	中間処理・最終処分計画	144
6-6	市民等に対する広報・啓発活動計画	146
1	市民・事業者に対する啓発活動	146
2	地域に関する諸計画との関係	146
	【資料編】	
	・資料編1 行政区域内人口及びごみ排出量の推計	
	・資料編2 本市のごみの分別	
	・資料編3 生活排水処理形態別人口の将来予測	

第1章 計画策定の趣旨

1-1 計画の背景と位置付け

1 一般廃棄物処理基本計画とは

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づき策定するもので、いちき串木野市内から発生する一般廃棄物の処理・処分について長期的・総合的視野に立った基本となる事項について定めるものです。

計画の策定にあたっては、廃棄物処理をめぐる今後の社会・経済情勢、一般廃棄物の発生の見込み、地域の開発計画、市民の要望などを踏まえた上で、一般廃棄物処理施設や処理体制の整備、財源の確保等について十分検討するとともに、それを実現するための現実的かつ具体的な施策を総合的に検討する必要があります。

また、計画期間については、目標年度を概ね10年から15年先において、概ね5年ごとに改訂するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、見直しを行うものとします。

※ 一般廃棄物処理基本計画は、目標年次を概ね10～15年先において、概ね5年ごとに改訂するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが必要であるとされています。（「ごみ処理基本計画策定指針（環境省、平成28年9月）」より）

2 計画策定の目的

いちき串木野市一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という。）は、「いちき串木野市第2次総合計画（平成29年3月）」や、「いちき串木野市環境基本計画（平成23年3月）」などの上位計画を踏まえたうえで、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図り、一般廃棄物に係る施策等を、中長期的な視点に立ち、総合的かつ計画的に推進していくための指針を示すものです。

これまで、いちき串木野市（以下、「本市」という。）では、平成24年3月に一般廃棄物処理基本計画を策定した後は、一般廃棄物の発生抑制や資源化、適正処理、広域処理について取り組んできましたが、平成28年5月に開催された「G7 富山環境大臣会合」において採択された「富山物質循環フレームワーク（共通のビジョン）」、平成30年6月に改訂された「第四次循環型社会形成推進基本計画」など、近年の社会・経済状況を踏まえた循環型社会形成のための国内の取り組みを踏まえた施策を考慮する必要があります。

こうした背景を踏まえて、2020年度を初年度とした新たな本計画では、基本理念、基本方針を定め、数値目標を設定し、その目標達成に向けた施策を定めるものとしました。

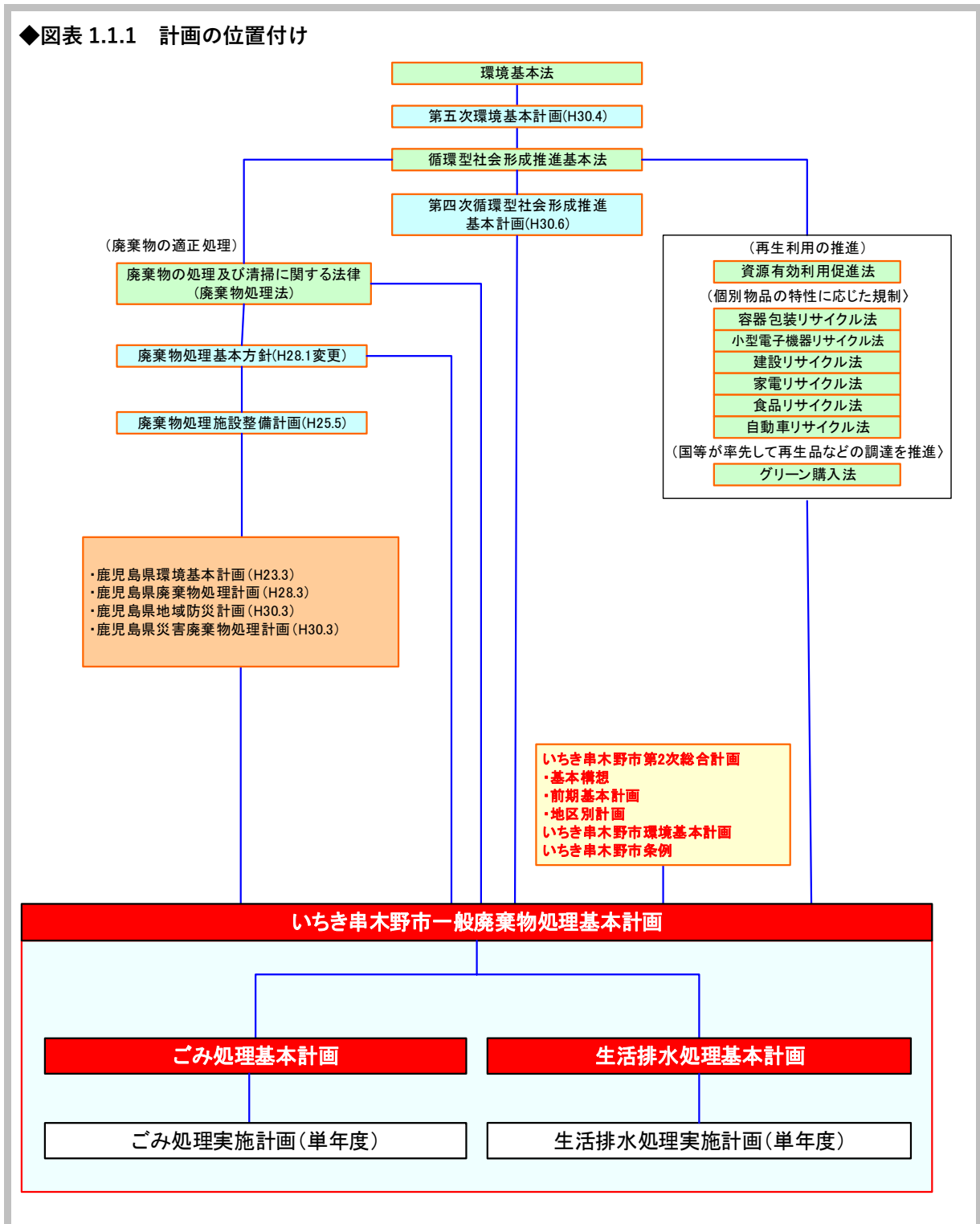
※ 富山物質循環フレームワークで採択されたごみ関連分野の具体的な事例は、「規制的手法に加えて、事業者による自主的な取り組みの推進」、「災害廃棄物の適正処理と再生利用、災害に対して強靱な廃棄物処理施設等の整備等」、「地域の多様な主体間の連携（産業と地域の共生）、消費者対策」、「具体的な例として、食品ロス・食品廃棄物対策」などが挙げられています。

3 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項に定める「当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画」に基づく計画であり、本市の一般廃棄物処理に関する最上位計画として定めます。

また、本計画は、本市が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるものであり、ごみの排出抑制及びごみの発生から、最終処分に至るまでのごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定め、本市の上位計画と整合を図って策定しています。

◆図表 1.1.1 計画の位置付け



1-2 計画の目標年度と対象区域

1 計画の目標年度

一般廃棄物処理基本計画の目標年度は、概ね10年から15年先に設定することとなっており、本計画では、計画期間を10年間とし、2020年度から10年後の2029年度を計画目標年度とします。

なお、本計画は概ね5年を目安に見直すことを基本としますが、政策・制度等の改変、社会経済情勢の変化、施設整備に係る情勢変化等があった場合には、必要に応じて順次見直すものとします。

◆図表 1.2.1 関連計画の目標年度

計画名称	策定年月	計画期間	目標年度	目標人口
いちき串木野市 第2次総合計画	2017.3	2017～2026	2026	27,415人 (2025)
いちき串木野市 一般廃棄物処理基本計画	2012.3	2012～2021	2021	28,010人 (2021)

◆図表 1.2.2 計画目標年度

計 画 期 間：2020年度～2029年度（10ヵ年）

計 画 基 準 年 度：2018年度（計画策定期間時での最新実績）

計 画 初 年 度：2020年度

中 間 目 標 年 度：2024年度

計 画 目 標 年 度：2029年度

2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
基準 年 度		計 画 初 年 度				中 間 目 標 年 度					計 画 目 標 年 度
		10年間									

2 対象区域

本計画の対象区域は、本市の行政区域内全域とします。

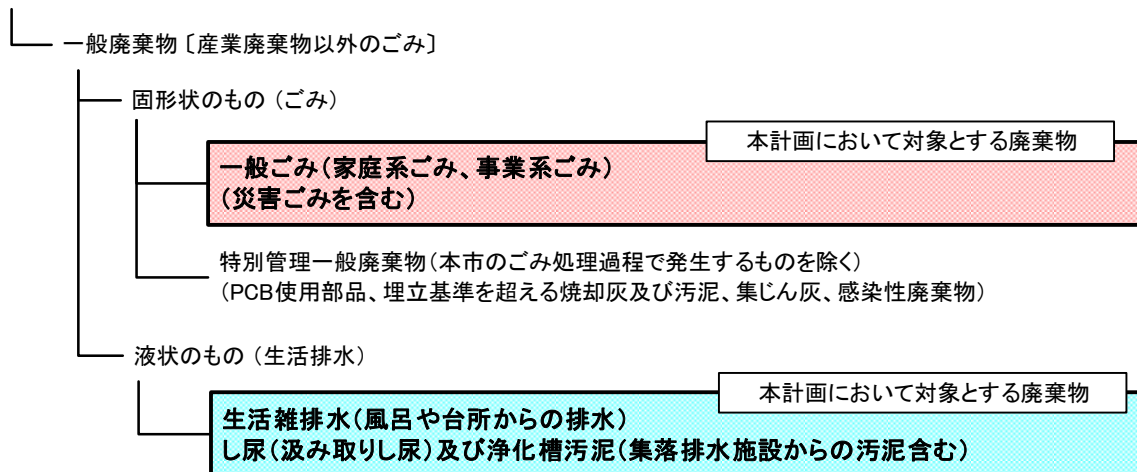
3 計画対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、一般廃棄物のうち、固形状のもの（以下、「ごみ」という。）及び液状のもの（以下、「生活排水」という。）とします。

なお、ごみのうち、本市による処理・処分が困難であるものは処理対象外とし、これらの扱いは下記のとおりとします。

◆図表 1.2.3 計画対象廃棄物

廃棄物〔占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することが出来ないために不要になったもの〕



※放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。
ただし、放射性物質汚染対処特別措置法の規定により、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所事故由来放射性物質により汚染されたものは対象とする。

◆図表 1.2.4 本計画において処理対象外とするごみとその扱い

区分	品目と取り扱い
家電4品目	テレビ、冷蔵庫(冷凍庫も含む)、洗濯機(乾燥機も含む)、エアコン、衣類乾燥機は、購入店に引き取りを依頼します。
パソコン	パソコン(デスクトップパソコン本体、ノートブック型、CRTディスプレイ、液晶ディスプレイ装置)はメーカーに回収してもらいます。
その他本市で指定する処理困難物	以下のごみは、本市では取り扱いません。そのため、これらのごみは、専門業者に依頼し処理します。 ブロック、土砂、タイヤ、単車、レンガ、瓦、消火器、ポンベ、バッテリー、スレート、農機具、モーター、コンプレッサー、ミシン、餅つき機、草払い機、チェーンソー、井戸ポンプ、電子レンジ、太陽熱温水器、電気温水器、ガス・灯油ボイラー、健康器具、マッサージ器、リヤカー、OA機器、スプリング入りのベッド・ソファー等
環境センターで処理できないごみ	産業廃棄物、漁網、農業用ビニール、医療廃棄物、建設廃材、建築廃材、有害廃棄物等は専門業者に依頼し処理します。

※放射性廃棄物について

平成23年8月に公布された「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故より放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年法律第110号）によるものとします。

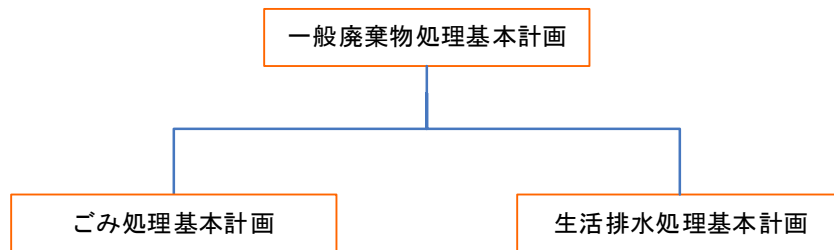
1-3 計画の構成

1 本計画の全体構成

一般廃棄物処理基本計画は、①長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）と、②基本計画に基づき年度ごとに、一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成され、それぞれ、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）及び生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）で構成されています。（廃棄物処理法施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3の規定）

本計画は、ごみ処理に関する部分（ごみ処理基本計画）と生活排水処理に関する部分（生活排水処理基本計画）で構成します。

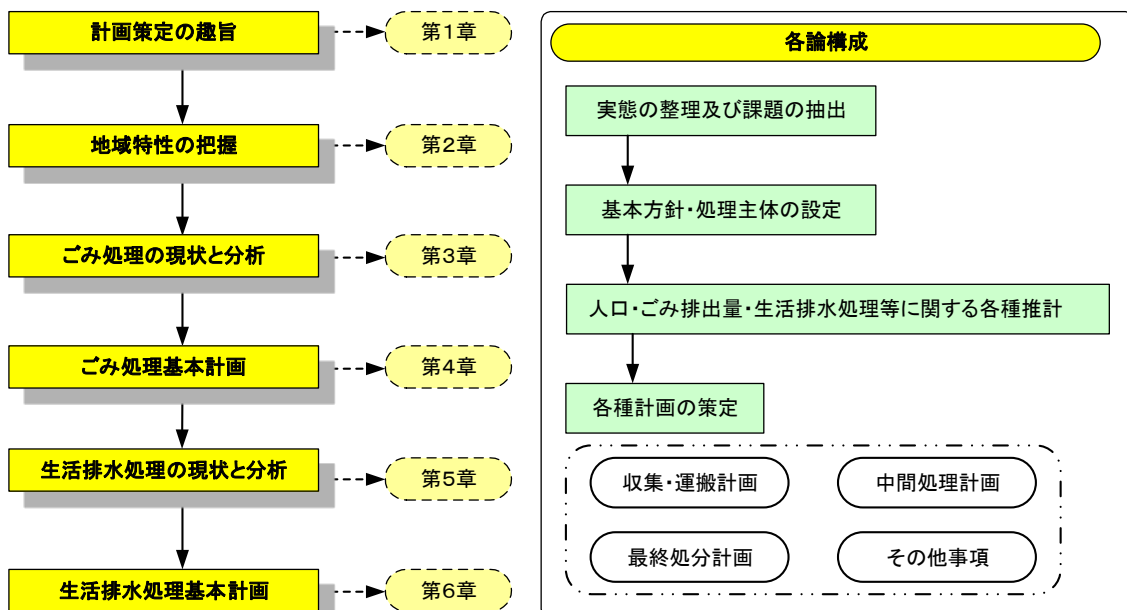
◆図表 1.3.1 計画の構成



2 本計画の内容構成

本計画は、以下に示すように全6章で構成しています。まず、第1章（本章）で計画策定の趣旨を示し、第2章で本市の地域特性の把握、第3～4章でごみ処理に関する現状の整理、ごみ処理に関する基本方針・計画のまとめ、第5～6章で生活排水処理に関する現状の整理、生活排水処理に関する基本方針・計画となっています。

◆図表 1.3.2 一般廃棄物処理基本計画の内容構成



1-4 計画の進行管理

本計画の進行管理については、Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のPDCAサイクルの概念を導入するものとします。

本計画のPDCAサイクルについては、「ごみ処理基本計画策定指針 環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課」（平成28年9月）に示された進行管理を基本として実施していくものとします。

本計画を着実に実施していくためには、このPDCAサイクルに積極的に取り組み、継続的に進行管理をしていくことが重要となります。

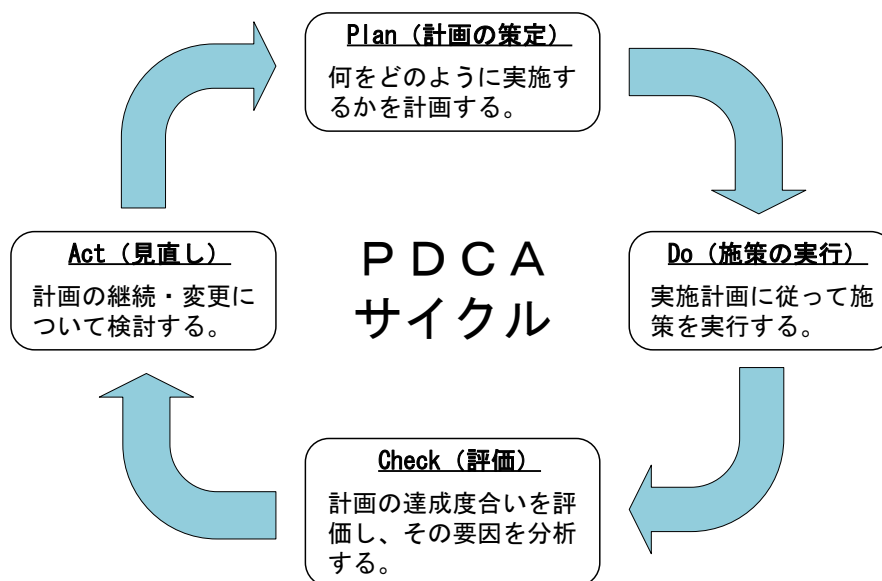
計画の進行管理の内容及びPDCAサイクルに関する模式図を以下に示します。

◆図表 1.4.1 計画の進行管理

項目	内容
Plan（計画の策定）	廃棄物処理法により一般廃棄物処理基本計画を策定します。策定した基本計画は、市民や事業者等へ情報提供し、広く周知していきます。
Do（実行）	基本計画に従って一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集・運搬・処理（再生含む）・処分していきます。
Check（評価）	一般廃棄物処理システムの改善・進捗状況を客観的かつ定量的に点検・評価していきます。
Act（見直し）	単年度単位での課題事項については、その都度改善を行っていくものとします。なお、本計画は概ね5年ごと、または計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は、見直しを行います。

資料：「ごみ処理基本計画策定指針 環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課」（平成28年9月）

◆図表 1.4.2 PDCAサイクルのイメージ



資料：「ごみ処理基本計画策定指針 環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課」（平成28年9月）

第2章 地域特性の把握

2-1 地勢・位置

本市は、鹿児島県の薩摩半島北西部に位置しており、東西約 19.1km、南北約 18.2km の範囲におよび、総面積は 112.29km² で、鹿児島県の 1.2% を占めています。北～東は薩摩川内市、南～東は日置市と境界を接しており、西側には東シナ海が広がっています。海や山々に囲まれているため、これらの地形がもたらす清らかな地下水や温泉、温暖な気候など豊かな自然に恵まれています。

また、本市には、縄文後期に人々が漁労や狩猟をして生活を営み、広い範囲にわたって人と物と情報の交流をしていたことを示す県指定文化財の市来貝塚や、徐福伝説とともに薩摩における山岳仏教の中心地として発展してきた冠嶽があります。

さらに、江戸時代の陸上交通において九州筋の宿場町として、また海上輸送の一中心地として物資等の集散地として栄えたほか、金鉱業と遠洋まぐろ漁業のまちとして栄えてきたという、これまでに積み重ねられた歴史と、そこから生まれた文化があります。

◆図表 2.1.1 本市の位置



2-2 規模

2019年度における本市の総面積は112.29km²で、鹿児島県全体の1.2%を占めています。

また、本市の人口密度は249.6人/km²となっており、鹿児島県全体の人口密度175.7人/km²の1.42倍となっています。

◆図表 2.2.1 本市及び鹿児島県の規模

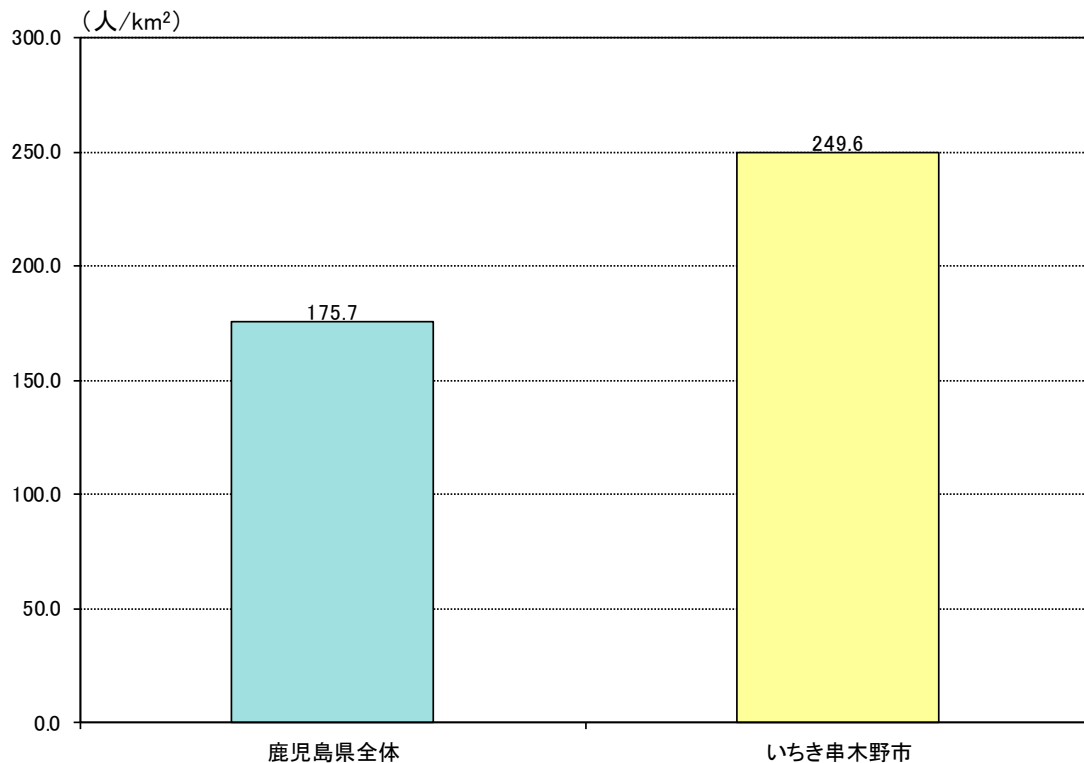
区分/項目	面積		人口		人口密度 (人/km ²)
	(km ²)	占有率(%)	(人)	占有率(%)	
鹿児島県全体	9,187.08	100.0	1,613,969	100.0	175.7
いちき串木野市	112.29	1.2	28,032	1.7	249.6

(2019年10月1日現在)

資料：鹿児島県オープンデータ「県人口移動調査」(平成30年報)

資料：国土地理院「令和元年全国都道府県市区町村別面積調」

◆図表 2.2.2 本市及び鹿児島県全体の人口密度



2-3 気 候

本市の気候区分は暖温帯に属し、2018年の年間降水量は2,540.0mm/年となっており、特に5月、7月、9月の3か月間は降水量が多く、3か月間の総雨量は1,300mmで、年間降水量の52%を占めています。

また、2018年における年間の平均気温は17.9℃となっており、最高気温は8月の35.7℃、最低気温は1月の-4.9℃となっています。

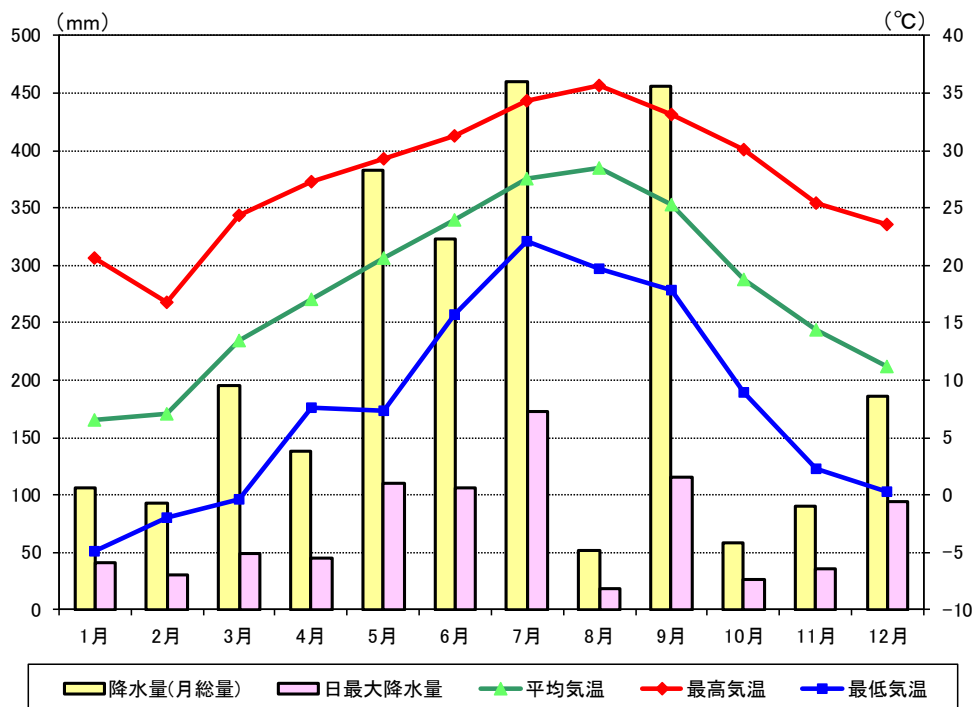
◆図表 2.3.1 気候概要

年月/区分	気温(℃)			降水量(mm)	
	平均	最高	最低	総量	最大日量
2014年	17.2	34.9	-2.7	2,227.5	118.0
2015年	17.7	35.7	-2.5	3,130.5	152.0
2016年	18.5	35.8	-5.4	2,698.5	147.0
2017年	17.4	35.1	-4.0	2,033.0	105.0
2018年	17.9	35.7	-4.9	2,540.0	172.5
1月	6.6	20.7	-4.9	106.0	40.5
2月	7.0	16.8	-2.0	92.5	30.0
3月	13.4	24.4	-0.4	195.5	48.5
4月	17.1	27.3	7.6	137.5	45.0
5月	20.7	29.3	7.3	383.0	110.0
6月	24.0	31.3	15.7	323.5	106.0
7月	27.5	34.3	22.1	460.5	172.5
8月	28.5	35.7	19.7	51.0	18.0
9月	25.3	33.1	17.9	456.5	115.0
10月	18.8	30.1	8.9	58.0	26.5
11月	14.4	25.4	2.3	90.0	35.0
12月	11.2	23.6	0.3	186.0	93.5

【観測地点】
 地点名: 東市来
 北緯: 31度 40.1分
 東経: 130度 19.7分
 標高: 40m

資料: 国土交通省 気象庁 HP

◆図表 2.3.2 2018年における月別降水量と気温



2-4 交通

本市の主要道路及び鉄道網は、以下に示すとおりです。

道路網に関しては、南北に国道3号と海沿いに県道43号線（主要地方道川内・串木野線）が通っており、また、東西に県道313号線（県道荒川・川内線）、県道39号線（主要地方道串木野・樋脇線）、県道308号線（県道郷戸市来線）が通っています。国道3号及び県道39号線においては、本市内を南北に通っている南九州西回り自動車道と接続（国道3号－市来IC、県道39号線－串木野IC）しており、主要都市へと通じ、人・物・情報を運ぶ大変重要な路線となっています。

鉄道に関しては、南北にJR鹿児島本線が走っており、本市内の駅としては、「串木野駅」「神村学園前駅」「市来駅」があります。

また、串木野新港と甑島を結ぶ「フェリーニューこしき」は島民の利用に便利のように、1日2往復のダイヤとなっています。

◆図表 2.4.1 本市の交通網



資料：地理院地図（電子国土 Web）

2-5 人口

1 人口及び世帯数の推移

本市の行政区域内人口は、2009年度の31,398人から2018年度には28,032人へと、この10年間で3,366人の減少（10年間平均減少数337人/年）となっています。

世帯数は、2009年度の12,377世帯から2018年度には12,000世帯へと、この10年間で377世帯減少しており、人口と同様に減少傾向となっています。

各年度の1世帯当り人口（行政区域内人口÷世帯数）は、2009年度の2.54人/世帯から年々減少し、2018年度には2.34人/世帯となっています。

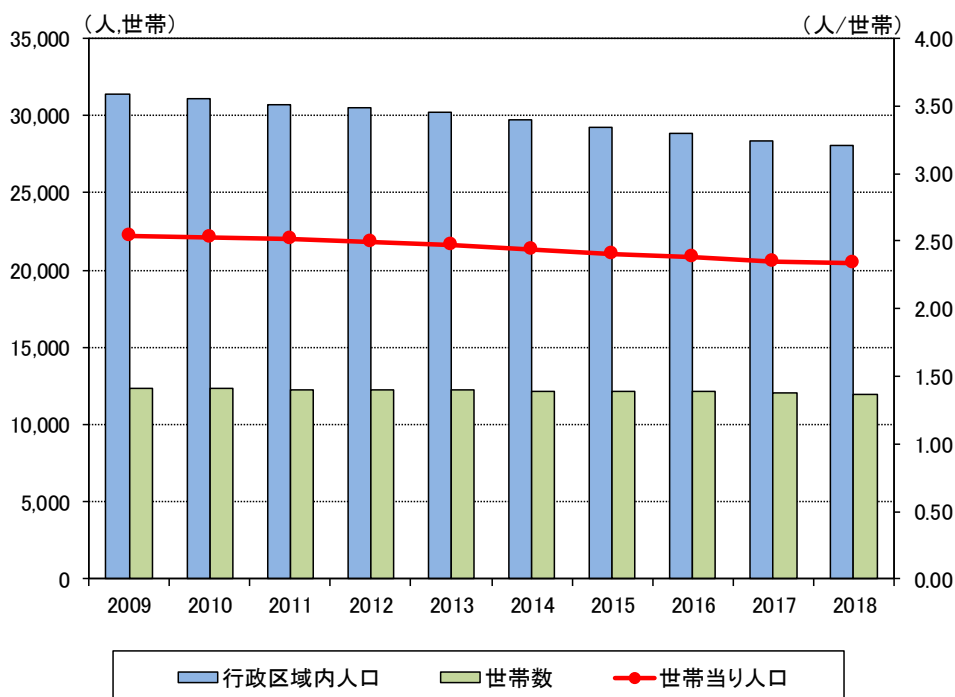
◆図表 2.5.1 本市及び鹿児島県全体の人口及び世帯数の推移

年度/項目	鹿児島県全体		いちき串木野市		
	行政区域内人口 (人)	世帯数 (世帯)	行政区域内人口 (人)	世帯数 (世帯)	1世帯当たりの人数 (人/世帯)
2009年度	1,712,950	728,359	31,398	12,377	2.54
2010年度	1,706,242	729,386	31,144	12,315	2.53
2011年度	1,696,815	730,047	30,748	12,201	2.52
2012年度	1,685,820	729,141	30,518	12,212	2.50
2013年度	1,674,781	728,150	30,186	12,213	2.47
2014年度	1,661,725	726,468	29,756	12,195	2.44
2015年度	1,648,177	724,690	29,282	12,159	2.41
2016年度	1,637,272	725,987	28,863	12,140	2.38
2017年度	1,625,434	726,924	28,361	12,073	2.35
2018年度	1,613,969	728,126	28,032	12,000	2.34

※各年度とも10月1日の人口・世帯数を記載

資料：鹿児島県オープンデータ「県人口移動調査」（平成30年報）

◆図表 2.5.2 本市の人口及び1世帯当りの人口の推移

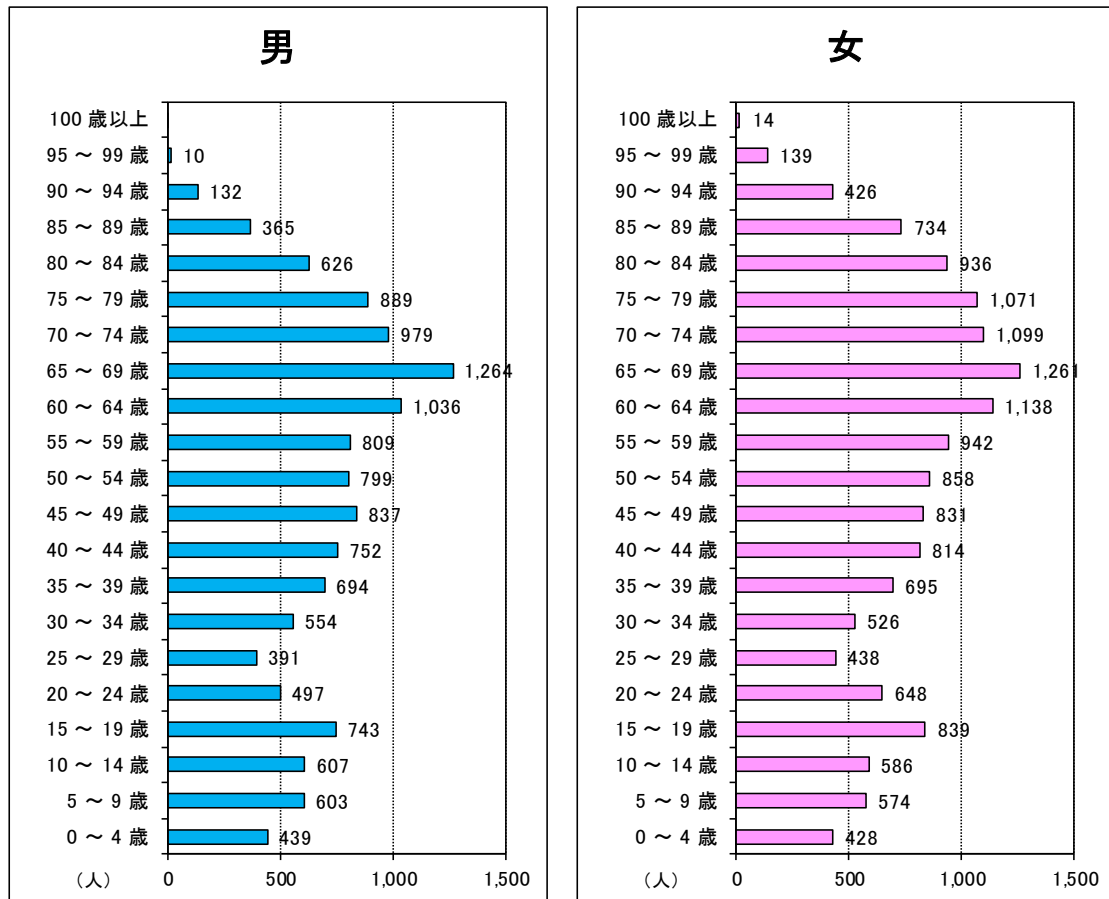


2 人口の年齢構成

2018年度における本市の年齢別人口分布は、15歳未満の人口（男女計）が12%、労働の対象となる15～64歳の人口（男女計）が53%、65歳以上の人口（男女計）が35%となっています。（※それぞれの割合に年齢不詳人口は含んでいません。）

65歳以上の人口に対し、15歳未満の人口が少ないため、高齢化社会が進行していくことが予想されます。

◆図表 2.5.3 本市の人口の年齢構成



※年齢不詳：男 6人、女 4人

(2018年10月1日現在)

資料：鹿児島県オープンデータ「県人口移動調査」(平成30年報)

◆図表 2.5.4 本市の人口の年齢構成

性別/年齢	15歳未満		15～64歳		65歳以上		合計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
男	1,649	13%	7,112	55%	4,264	33%	13,025	100%
女	1,588	11%	7,729	52%	5,680	38%	14,997	100%
計	3,237	12%	14,841	53%	9,944	35%	28,022	100%

3 人口動態

自然動態をみると、死亡者数（418人）が出生者数（166人）を上回っており、252人減少していることから、近年の少子化の傾向がみられます。

次に、社会動態をみると、転出者数（1,066人）が転入者数（989人）を上回っており、77人の減少となっています。

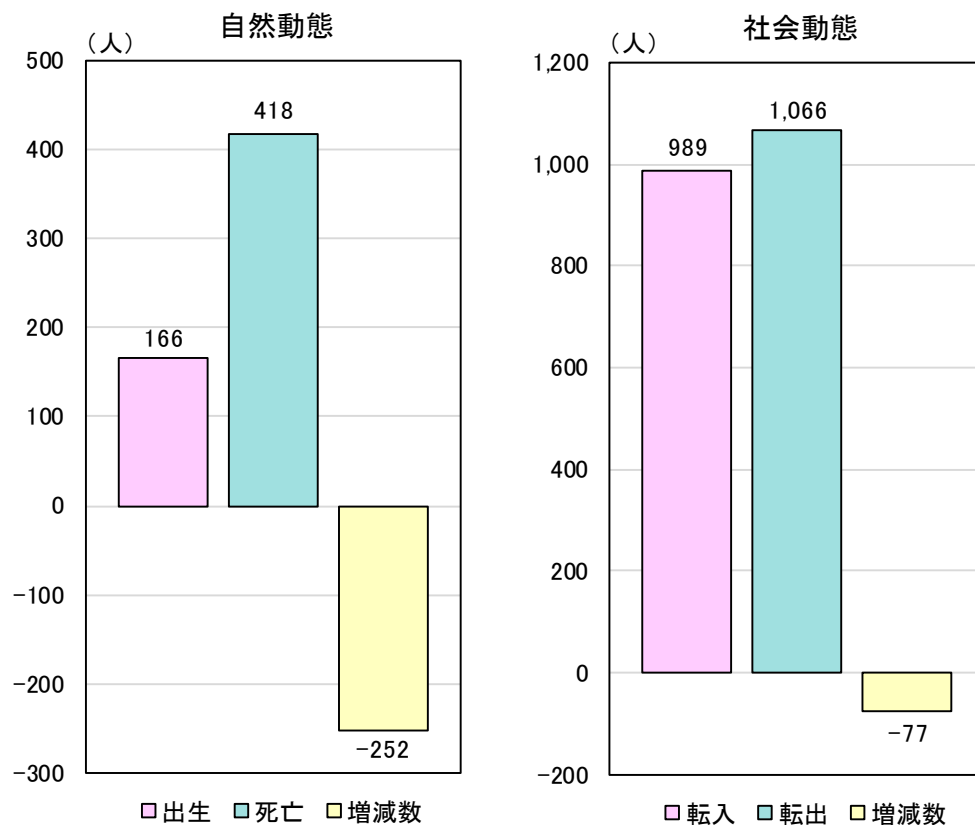
◆図表 2.5.5 人口動態

区 分		鹿児島県全体	いちき串木野市
自然動態	出生	13,091 人	166 人
	死亡	21,968 人	418 人
	増減数	-8,877 人	-252 人
社会動態	転入	29,614 人	989 人
	転出	32,202 人	1,066 人
	増減数	-2,588 人	-77 人
合計 人口動態 増減数		-11,465 人	-329 人

(2018年10月1日現在)

資料：鹿児島県オープンデータ「県人口移動調査」（平成30年報）

◆図表 2.5.6 本市の人口動態



2-6 産 業

1 就職人口

本市においては、製造業の就業者数が18.4%と最も多く、次いで、医療・福祉の就業者数が17.4%、卸売・小売業の就業者数が14.8%となっています。

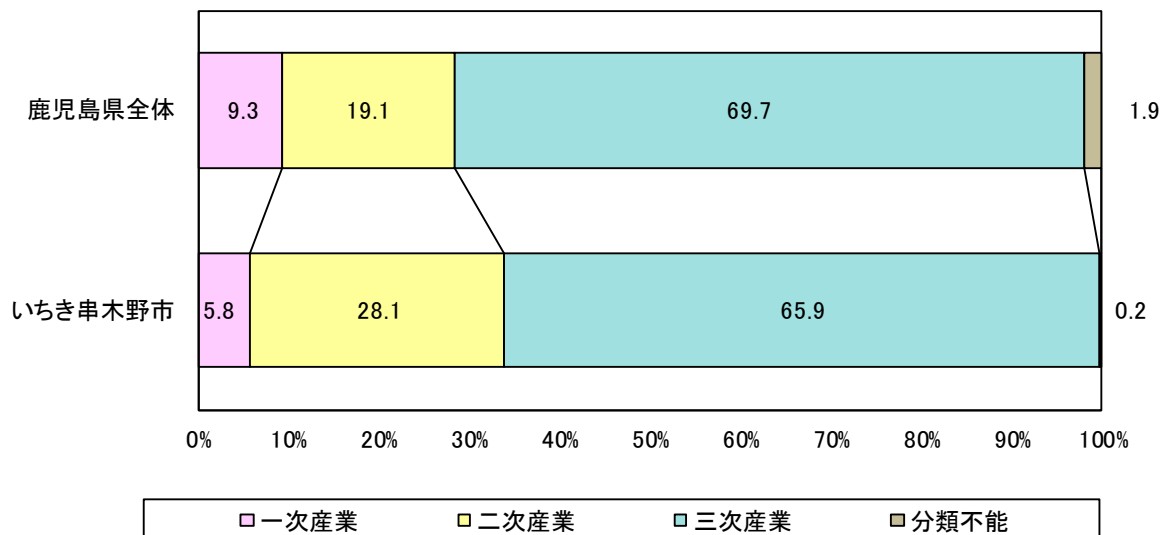
◆図表 2.6.1 本市及び鹿児島県全体の産業構成①

産業 \ 県・市	鹿児島県全体				いちき串木野市				
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	
一次産業	農業	1,983	0.2	70,249	9.3	590	4.4	774	5.8
	林業	63,136	8.4			32	0.2		
	漁業	5,130	0.7			152	1.2		
二次産業	鉱業	531	0.1	143,838	19.1	22	0.2	3,728	28.1
	建設業	62,380	8.3			1,264	9.5		
	製造業	80,927	10.7			2,442	18.4		
三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	3,871	0.5	525,606	69.7	34	0.3	8,757	65.9
	情報通信業	7,374	1.0			53	0.4		
	運輸・郵便業	32,483	4.3			650	4.9		
	卸売・小売業	118,985	15.8			1,969	14.8		
	金融・保険業	14,273	1.9			178	1.3		
	不動産・物品賃貸業	9,624	1.3			99	0.8		
	学術研究、専門・技術サービス業	17,826	2.4			243	1.8		
	宿泊業、飲食サービス業	44,918	5.9			780	5.9		
	生活関連サービス業、娯楽業	27,106	3.6			540	4.1		
	教育、学習支援業	36,111	4.8			501	3.8		
	医療、福祉	127,505	16.9			2,317	17.4		
	複合サービス事業	11,104	1.5			205	1.5		
	サービス業(他に分類されないもの)	38,114	5.0			603	4.5		
公務(他に分類されるものを除く)	36,312	4.8	585	4.4					
分類不能の産業	14,162	1.9	14,162	1.9	30	0.2	30	0.2	
合 計	753,855	100.0	753,855	100.0	13,289	100.0	13,289	100.0	

(2015年10月1日現在)

資料：国勢調査、統計いちき串木野(平成30年度版)

◆図表 2.6.2 本市及び鹿児島県全体の産業構成②



2 農業

本市においては、鹿児島県全体に比べ、自給的農家の占める割合が多く、専業農家の割合が少ない傾向となっています。

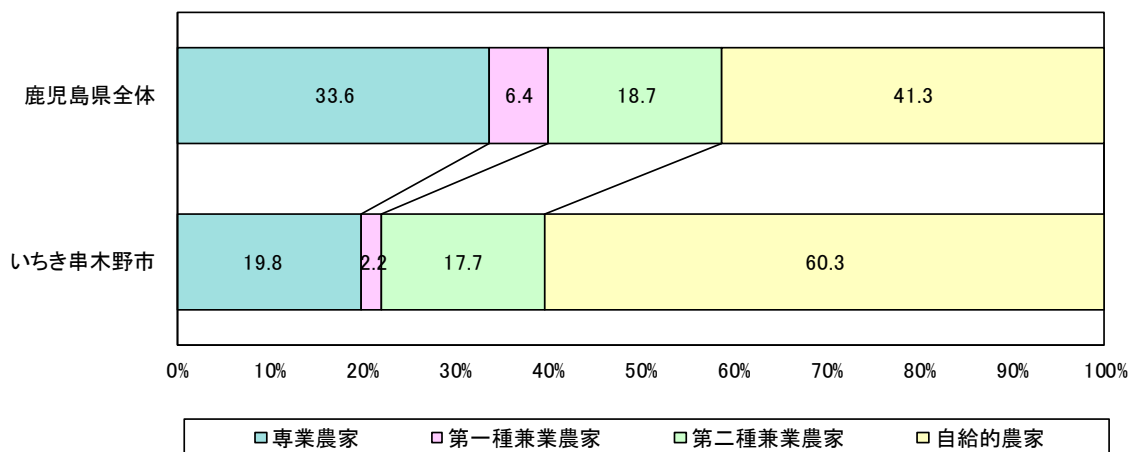
◆図表 2.6.3 本市及び鹿児島県全体の農業構成①

区分	総農家数 (戸)	専業農家 (戸)	兼業農家 (戸)	兼業農家		自給的農家 (戸)
				第一種兼業農家 (戸)	第二種兼業農家 (戸)	
鹿児島県全体	63,943	21,514	16,022	4,086	11,936	26,407
いちき串木野市	990	196	197	22	175	597

(2015年2月1日現在)

資料：農林水産省「2015年農林業センサス」

◆図表 2.6.4 本市及び鹿児島県全体の農業構成②



3 林業

本市の保有山林は、95ha で、本市の全体山林面積（図表 2.7.1 より）5,142ha の 1.8% となっています。

◆図表 2.6.5 本市及び鹿児島県全体の保有山林及び山林の管理状況

区分	所有山林				借入山林		保有山林		保有山林のうち、他に作業・管理を任せている山林		保有山林以外で他から作業・管理を任されている山林	
	経営体数	面積 (ha)	貸付山林		経営体数	面積 (ha)	経営体数	面積 (ha)	経営体数	面積 (ha)	経営体数	面積 (ha)
			経営体数	面積 (ha)								
鹿児島県全体	997	48,875	30	3,083	39	7,520	1,000	53,312	103	1,414	32	12,862
いちき串木野市	7	95	—	—	—	—	7	95	2	13	—	—

(2015年2月1日現在)

資料：農林水産省「2015年農林業センサス」

4 漁業・水産業

本市の漁業・水産業は、まぐろ漁業、沿岸漁業等が盛んに行われています。

漁業就業者数は373人となっており、その中で女性就業者数は2人となっています。

また、行政区域内人口30,186人（図表2.5.1：2013年度実績より）において、漁業就業者数が占める割合は1.2%となっています。

次に経営組織別経営体数をみると、個人が114、会社が16、漁業協同組合と漁業生産組合がそれぞれ1ずつとなっており、個人経営が主体となっています。また、漁船隻数は総数で170隻となっています。

◆図表 2.6.6 漁業就業者数(左)、経営組織別経営体数(右)

年齢階層別	鹿児島県全体			いちき串木野市		
	男	女	合計	男	女	合計
75歳以上	784	88	872	51	—	51
70～74歳	568	84	652	45	1	46
65～69歳	677	103	780	62	—	62
60～64歳	929	145	1074	77	—	77
55～59歳	866	121	987	64	—	64
50～54歳	588	75	663	29	—	29
45～49歳	457	65	522	22	1	23
40～44歳	356	56	412	10	—	10
35～39歳	389	49	438	4	—	4
30～34歳	318	20	338	2	—	2
25～29歳	242	12	254	3	—	3
20～24歳	144	6	150	1	—	1
15～19歳	57	1	58	1	—	1
合計	6,375	825	7,200	371	2	373

区分	鹿児島県全体	いちき串木野市
	経営体数	
個人経営体	3,545	114
会社	226	16
漁業協同組合	10	1
漁業生産組合	14	1
共同経営	10	—
その他	2	—
合計	3,807	132

(2013年11月1日現在)

資料：農林水産省「2013年漁業センサス」

◆図表 2.6.7 漁船隻数

区分	総数	無動力船隻数	船外機付船隻数	動力船隻数						
				小計	1t未満	1t～3t	3t～5t	5t～10t	10t～20t	20t～30t
鹿児島県全体	5,680	89	1625	3,966	250	1271	1241	688	468	1
いちき串木野市	170	—	15	155	8	74	21	11	—	—

区分	動力船隻数								
	30t～50t	50t～100t	100t～150t	150t～200t	200t～350t	350t～500t	500t～1,000t	1,000t～3,000t	3,000t以上
鹿児島県全体	—	1	—	1	—	43	1	1	—
いちき串木野市	—	—	—	—	—	40	1	—	—

(2013年11月1日現在)

資料：農林水産省「2013年漁業センサス」

5 商・工業

鹿児島県全体では、事業所数、従業員数は小売業が卸売業を上回っていますが、販売額は卸売業が上回っています。

それに対して、本市では、事業所数、従業員数及び販売額の何れにおいても、卸売業より小売業の方が上回っている状況となっています。

◆図表 2.6.8 卸売業・小売業

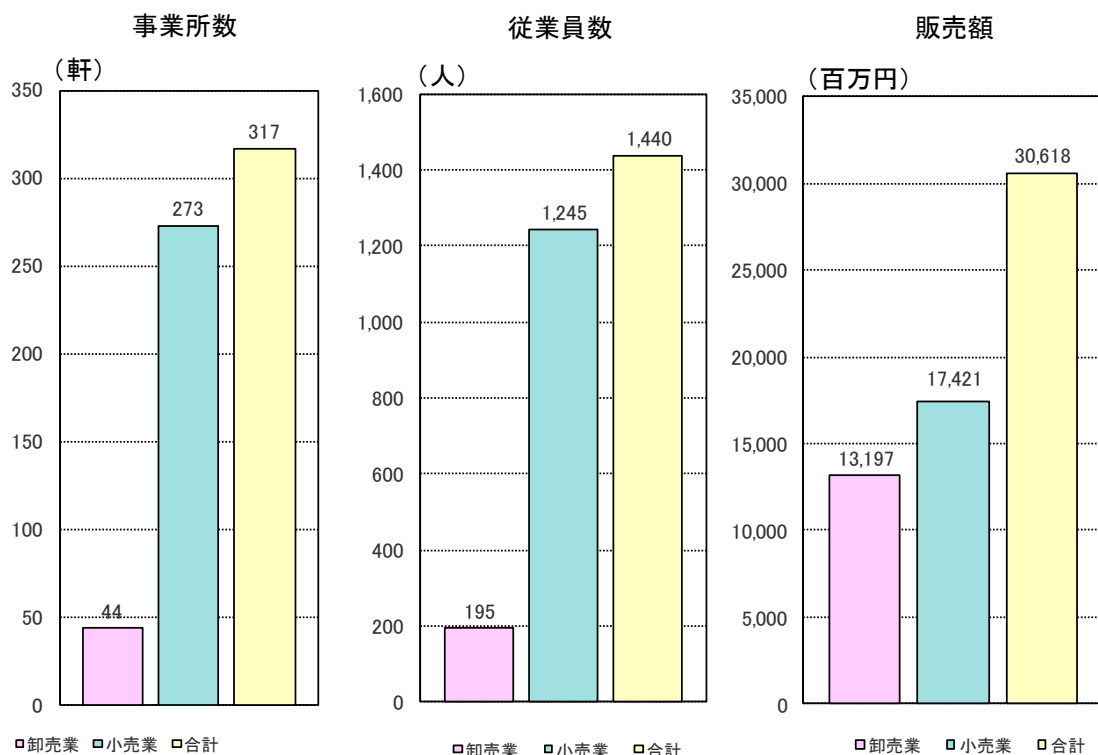
区 分	卸売業			小売業		
	事業所数 (軒)	従業員数 (人)	販売額 (百万円)	事業所数 (軒)	従業員数 (人)	販売額 (百万円)
鹿児島県全体	3,479	26,674	2,249,965	13,388	80,859	1,460,603
いちき串木野市	44	195	13,197	273	1,245	17,421

区 分	合 計		
	事業所数 (軒)	従業員数 (人)	販売額 (百万円)
鹿児島県全体	16,867	107,533	3,710,568
いちき串木野市	317	1,440	30,618

(2014年7月1日現在)

資料：経済産業省「商業統計」(平成26年版)

◆図表 2.6.9 本市の卸売業・小売業



2-7 土地利用

本市における評価総地積は、7,851ha となっており、その内訳としては山林が 5,142ha (65.5%) と最も高く、次いで畑が 792ha (10.1%)、田が 670ha (8.5%) となっています。

◆図表 2.7.1 本市の土地利用状況①

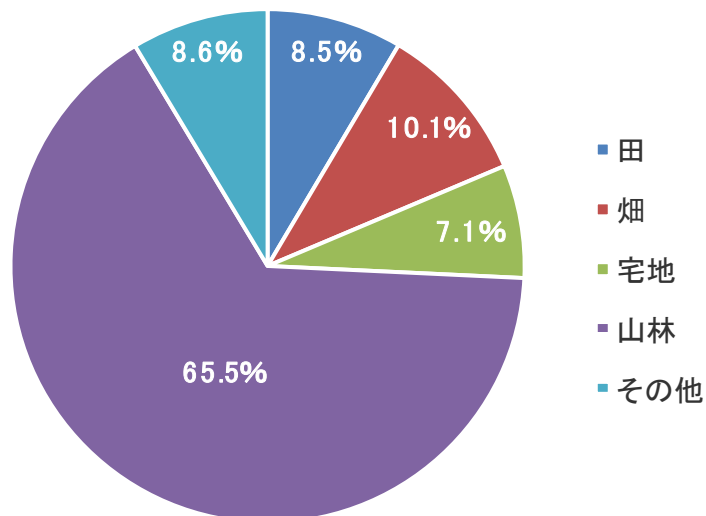
区 分	評価総地積		田		畑		宅地	
	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)
いちき串木野市	7,851	100.0	670	8.5	792	10.1	561	7.1

区 分	山林		その他	
	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)
いちき串木野市	5,142	65.5	686	8.6

(2016年1月1日現在)

資料：鹿児島県統計年鑑_市町村別民有地面積(平成29年度)

◆図表 2.7.2 本市の土地利用状況②



2-8 水道普及状況

本市における現在給水人口は 27,570 人で、計画給水人口 28,200 人に対して 97.8%となっています。

◆図表 2.8.1 本市及び鹿児島県全体の水道普及状況

区分	上水道			簡易水道			専用水道						合計					
	箇所数	計画給水人口(人)	現在給水人口(人)	箇所数	計画給水人口(人)	現在給水人口(人)	自己水源のみによるもの			左記以外のもの			箇所数	計画給水人口(人)	現在給水人口(人)			
							箇所数	計画給水人口(人)	現在給水人口(人)	箇所数	計画給水人口(人)	現在給水人口(人)						
鹿児島県全体	28	6	1,379,023	74	3	110,887	80,844	65				32				234		
	0	0	0	35	0	15,107	7,900	0	60,971	15,709	0	200,679	4,614	9	1,565,988	1,422,709		
いちいき串木野市	2	1	28,200	0	0	0	0	2				0			4			
	0	0	0	0	0	0	0	0	2,650	448	0	0	0	1	30,850	28,018		

箇所数	計画給水人口	現在給水人口
①	①	①
③	③	③

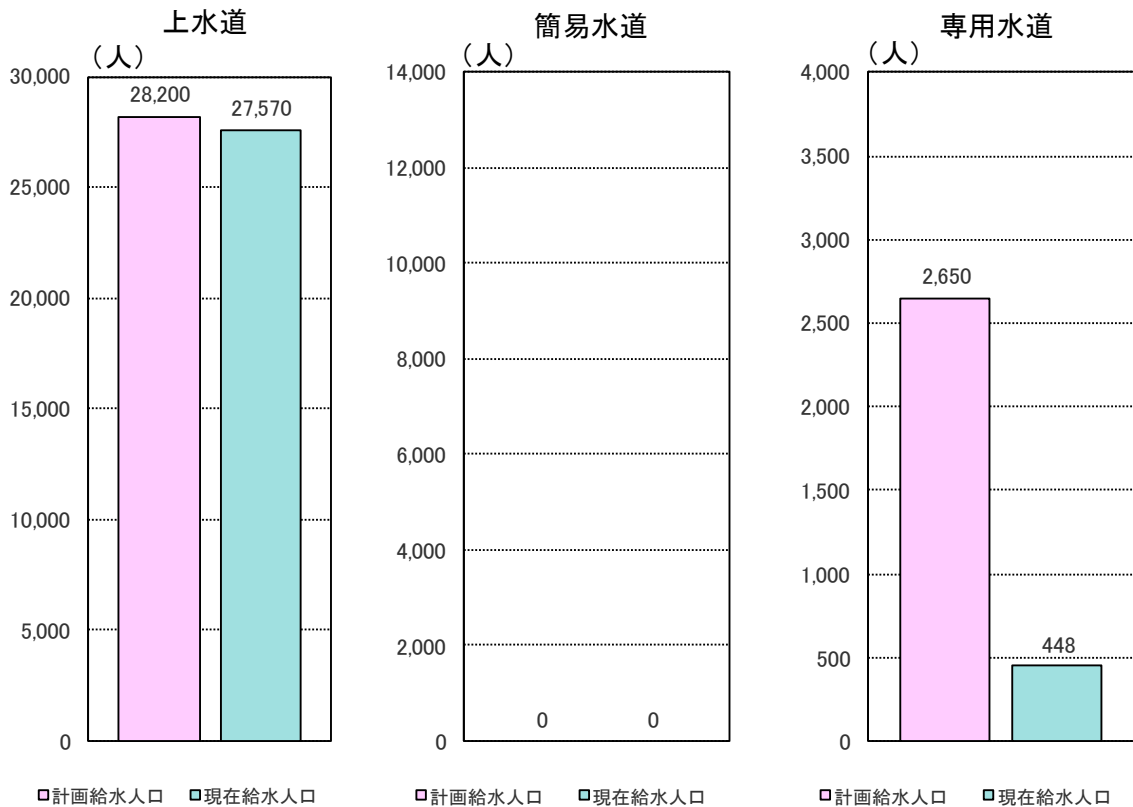
- ①:公営
- ②:公営で他の市町村から給水
- ③:公営外
- ④:公営外で他の市町村から給水

合計		
箇所数	計画給水人口	現在給水人口
⑤		
⑥		

- ⑤:公営+公営外
- ⑥:(公営、公営外)他の市町村から給水

資料：鹿児島県ホームページ「平成30年度版鹿児島県の水道」(平成29年度水道統計調査)

◆図表 2.8.2 本市の水道普及状況



※平成29年4月1日付で簡易水道5地区が上水道に統合されました。

2-9 将来計画の整理

本計画の計画立案において、具体的な整備方針及び計画目標期間等を検討する場合に必要なと思われる関連する諸条件を以下に整理しました。

◆図表 2.9.1 総合計画の概要①

いちき串木野市第2次総合計画		
項 目		対象期間
基本構想		平成29年度(2017年度)～平成38年度(2026年度)
基本 計画	前期	平成29年度(2017年度)～平成33年度(2021年度)
	後期	平成34年度(2022年度)～平成38年度(2026年度)
事業実施計画		平成29年度(2017年度)～平成38年度(2026年度) ※毎年向こう3ヶ年を期間とするローリング方式

1) ごみ処理の充実

◎現況と課題

ごみ処理については、環境保全、循環型社会の形成の必要性が高まっていることから、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たし、適切に取り組むことが求められています。

このため、環境問題に対する意識の高揚を図るとともに、廃棄物の減量化・再利用・リサイクルを積極的に推進していくことが重要です。

また、これまで指定ごみ袋制度を導入し、市民に廃棄物の分別収集の徹底を図るとともに、資源物の分別収集に努めてきていますが、一般廃棄物最終処分場が平成29年度で計画容量に達する見込みであることから、新たな最終処分場の整備を進めています。

◎基本的方向

- (1) 市民への資源物分別収集の啓発など、ごみの減量化及び再資源化の促進に積極的に取り組めます。
- (2) 新たな最終処分場を整備します。

◎主要施策

- | | |
|--|--|
| <ol style="list-style-type: none"> (1) ごみ減量及び再資源化の促進 <ol style="list-style-type: none"> ①指定ごみ袋制度の推進 ②資源物分別収集の推進 ③廃品回収活動の促進 ④マイバッグ運動の推進 | <ol style="list-style-type: none"> (2) 最終処分場の整備 <ol style="list-style-type: none"> ①ごみ処理基本計画の推進 ②最終処分場の整備 ③ごみ処理施設の周辺環境整備と保全 |
|--|--|

【本市のごみ処理量の推進】

区分		年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
全市総排出量		トン	10,442	10,663	10,514	10,404	10,950	
処理内容	市収集	可燃	トン	5,691	5,743	5,646	5,544	5,434
		不燃	トン	231	228	212	207	307
		資源	トン	714	666	623	589	800
		粗大	トン	69	69	74	70	121
	その他 処理	可燃	トン	2,832	2,893	2,920	2,995	3,346
		不燃	トン	200	207	214	202	254
		資源	トン	510	486	458	440	299
		粗大	トン	195	371	367	357	389
1日当たり排出量		トン	29	29	29	29	30	
1人1日当たり排出量		グラム	930	957	953	957	1,023	

資料：いちき串木野市 第2次総合計画（平成29年3月）

◆図表 2.9.2 総合計画の概要②

いちき串木野市第2次総合計画

2) 下水道・生活排水・し尿処理の充実

◎現況と課題

(1) 下水道・生活排水

市民の快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全の観点から、串木野地域の市街地を中心に公共下水道の整備を進め、また、市来地域の戸崎・崎野地区においては漁業集落排水施設を整備してきています。さらに、その他の地区においても合併処理浄化槽の設置が進み、公衆衛生の向上のみならず公共用水域の水質改善が進んできています。

今後、より一層の公共用水域の水質保全及び生活環境の向上を図るためには、下水道認可区域内の水洗化率の向上と、単独処理浄化槽、くみ取便槽から合併処理浄化槽への切替の促進を図る必要があります。

また、下水道事業を継続するため、事業経営の健全化を図る必要があります。

(2) し尿処理の充実

し尿処理施設は、いちき串木野市・日置市衛生処理組合で運営され、し尿及び浄化槽清掃汚泥の効率的、安全、安定した処理がなされています。

今後も、し尿処理施設の適正な維持管理に努めるとともに、施設周辺地域の環境条件との調和を図ることが重要です。

◎基本的方向

(1) 下水道・生活排水

河川や海の生態系にも配慮しながら、公共用水域の水質保全に努め、市民の快適な生活環境の確保を図るため、下水道や合併処理浄化槽の普及を図ります。

①公共下水道終末処理場の長寿命化と水洗化率の向上を図ります。

また、事業経営の健全化を図ります。

②戸崎地区漁業集落排水事業区域については、管理組合と連携し、水洗化率の向上を図ります。

③公共下水道認可区域、戸崎地区漁業集落排水区域以外については、合併処理浄化槽の設置を促進し、単独処理浄化槽、くみ取便槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

(2) し尿処理の充実

施設の適正な維持管理に努め、し尿等の適正処理を行うとともに、収集について市民サービスの向上を図ります。

◎主要施策

(1) 下水道・生活排水

①公共下水道事業

- ・終末処理場の長寿命化計画の実施
- ・公共下水道認可区域の水洗化率の向上
- ・経営健全化の推進

②戸崎地区漁業集落排水事業区域の水洗化率の向上

③合併処理浄化槽設置の促進

- ・合併処理浄化槽への転換の支援

(2) し尿処理の充実

①ごみ処理基本計画の推進

②最終処分場の整備

③ごみ処理施設の周辺環境整備と保全

資料：いちき串木野市 第2次総合計画（平成29年3月）

◆図表 2.9.3 環境基本計画の概要①

いちき串木野市環境基本計画	
項目	対象期間
前期	平成23年度(2011年度)～平成26年度(2014年度)
中期	平成27年度(2015年度)～平成29年度(2017年度)
後期	平成30年度(2018年度)～平成32年度(2020年度)

1) 循環型社会を形成する

◎市の取組

■ごみの適正処理を遵守する

施策名	具体的な取組
最終処分場の延命化と適地の確保	最終処分場の延命化を図るとともに、適地の確保を行う。
一般廃棄物処理基本計画の策定	一般廃棄物処理基本計画の策定を行い、本計画に従い、ごみの適正処理を推進する。

■3Rを推進する

施策名	具体的な取組
電気式生ごみ処理機購入設置補助	家庭用電気式生ごみ処理機購入補助を実施する。
資源物回収活動団体補助事業	廃品回収を実施した市民団体に補助金を交付し、市民の環境問題に対する意識の向上を目指す。
環境センターの運用・管理	市民や企業から出されるごみを抑制するとともに、資源・不燃ごみは可能な限り再利用・資源化し、可燃ごみは焼却処理する。
資源物分別収集の推進	市の広報紙や「まちづくり出前講座」を通じて、指定ごみ袋制度、資源物の分別方法等の周知、徹底を図る。
マイバッグ運動の推進	九州7県で行っている「九州統一マイバッグキャンペーン」に参加し、市民・事業者・市民団体との協力体制の確立を軸に、学習会の開催や協賛店の登録などの運動を推進する。
産業廃棄物処理におけるマニフェスト制度の推進	産業廃棄物の処理については、鹿児島県と連携の上、企業責任において処理するマニフェスト制度等を推進する。

◎市民、事業者の取組

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・「缶・雑びん」、「ペットボトル」、「プラスチック容器」、「発泡スチロール容器」、「段ボール」、「新聞・チラシ」、「雑誌」、「紙パック」等は資源物収集に出すか、回収協力店に出します。 ・生ごみの堆肥化（コンポスト化）を行います。 ・買い物にはマイバッグを持参し、レジ袋を断ります。 ・使用できるものはフリーマーケット等で活用します。 ・長期間使用できる商品・耐久消費財を選びます。 ・過剰包装を断ります。
----	---

資料：いちき串木野市環境基本計画（平成23年3月）